

監 第 2 4 号  
令和2年8月18日

四街道市長 佐渡 齊 様

四街道市監査委員 勝 山 信  
同 井戸川 員 三  
同 長谷川 清 和

令和元年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年6月26日付け財第63号をもって審査に付された令和元年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類について審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

令和元年度

四街道市 一般会計 特別会計 歳入歳出決算

審査意見書

四街道市監査委員

# 目 次

## 令和元年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第1	審査の対象	1
第2	実施場所	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の方法	1
第5	審査の結果	1
第6	審査意見	2
1	総括意見	
(1)	一般会計について	2
(2)	特別会計について	2
(3)	普通会計について	3
2	個別意見	
(1)	歳入の確保について	8
(2)	時間外勤務の縮減について	13
(3)	補助金の交付について	13
(4)	契約の事務について	13

### 数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

# 令和元年度四街道市一般会計・特別会計

## 歳入歳出決算審査意見

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

### 第1 審査の対象

令和元年度四街道市一般会計歳入歳出決算

令和元年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和元年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和元年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和元年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書

令和元年度四街道市一般会計・特別会計実質収支に関する調書

令和元年度四街道市財産に関する調書

### 第2 実施場所

監査委員室

### 第3 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年7月29日まで

### 第4 審査の方法

審査にあたっては、決算書及び調書に基づいて計数の正否及び予算執行の適否、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に留意し、関係諸帳簿、証拠書類を照合するとともに、事前に提示した質問書の回答書をもとに関係職員から説明を聴取した。また、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして審査を実施した。

### 第5 審査の結果

審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）は、関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は証書類と符合し、適正であると認められ、予算の執行状況については適正であると認められた。

## 第6 審査意見

### 1 総括意見

#### (1) 一般会計について

令和元年度における一般会計決算額は、歳入 28,176,744 千円、歳出 26,755,264 千円で、前年度に比較して歳入 3.6%増加、歳出 2.2%増加の決算規模となり、予算現額 29,039,920 千円に対し歳入 97.0%、歳出 92.1%の執行となっている。

<一般会計における歳入歳出決算額等の推移> (単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
平成 29 年度	26,694,846	26,321,524	98.6	25,395,760	95.1
平成 30 年度	27,058,322	27,195,441	100.5	26,167,866	96.7
令和元年度	29,039,920	28,176,744	97.0	26,755,264	92.1

#### (2) 特別会計について

3つの特別会計決算額の合計は、歳入 16,618,862 千円、歳出 16,258,479 千円で、前年度に比較して歳入 2.0%増加、歳出 2.3%増加の決算規模となり、予算現額 16,736,630 千円に対し歳入 99.3%、歳出 97.1%の執行となっている。

(霊園事業特別会計は、平成 30 年度をもって廃止となった。)

<特別会計における歳入歳出決算額等の推移> (単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
平成 29 年度	17,792,167	17,949,148	100.9	17,372,450	97.6
平成 30 年度	16,540,715	16,298,567	98.5	15,889,468	96.1
令和元年度	16,736,630	16,618,862	99.3	16,258,479	97.1

### (3) 普通会計について

地方公共団体の財政状況の把握、分析比較などに用いられる財政統計上の会計である普通会計からみると、実質収支は 1,188,803 千円の黒字、単年度収支は 246,848 千円の黒字、実質単年度収支は 48,030 千円の黒字となっている。

<普通会計における決算収支の推移>

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
歳入決算額 (A)	26,334,420	27,205,732	28,151,729
歳出決算額 (B)	25,403,653	26,172,468	26,730,249
形式収支 (A)-(B)=(C)	930,767	1,033,264	1,421,480
翌年度繰越財源 (D)	129,777	91,309	232,677
実質収支 (C)-(D)=(E)	800,990	941,955	1,188,803
単年度収支 (F)	△169,220	140,965	246,848
積立金 (G)	490,000	400,000	480,000
繰上償還金 (H)	—	—	—
積立金取崩額 (I)	572,399	510,607	678,818
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)=(J)	△251,619	30,358	48,030

歳入において一般財源 17,393,595 千円とその他財源 10,758,134 千円を前年度と比較すると、一般財源では、市税 185,311 千円、地方特例交付金 147,604 千円、地方交付税 140,412 千円などの増額により、全体で 261,161 千円、1.5%の増額となっている。一方のその他財源では、国庫支出金 416,328 千円、県支出金 303,311 千円、繰入金 143,792 千円などの増額により、全体で 684,836 千円、6.8%の増額となっている。

歳出においては、経常的経費 24,503,857 千円、投資的経費 1,679,703 千円、その他の経費 546,689 千円で、構成比を前年度と比較すると経常的経費が 2.2 ポイント増、投資的経費が 1.5 ポイント減となっている。

<普通会計における一般財源の推移>

(単位：千円、%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般財源比率	64.1	63.0	61.8
一般財源計	16,886,921	17,132,434	17,393,595
市税	11,244,473	11,344,761	11,530,072
地方譲与税	202,307	204,025	210,868
利子割交付金	19,047	18,695	9,994
配当割交付金	73,231	61,347	69,673
株式等譲渡所得割交付金	85,608	56,480	45,916
地方消費税交付金	1,351,753	1,483,144	1,442,500
ゴルフ場利用税交付金	9,724	8,231	11,195
自動車取得税交付金	80,769	73,741	43,706
自動車税環境性能割交付金	—	—	12,771
地方特例交付金	89,523	106,772	254,376
地方交付税	2,507,706	2,513,110	2,653,522
交通安全対策特別交付金	10,280	10,228	10,302
市債（うち臨時財政対策債）	1,212,500	1,251,900	1,098,700

<普通会計におけるその他財源の推移>

(単位：千円、%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
その他財源比率	35.9	37.0	38.2
その他財源計	9,447,499	10,073,298	10,758,134
分担金・負担金	341,278	401,155	361,578
使用料	341,292	322,872	297,968
手数料	266,980	263,177	281,784
国庫支出金	3,989,186	4,119,498	4,535,826
県支出金	1,719,491	1,814,180	2,117,491
財産収入	6,274	219,258	27,885
寄附金	6,244	7,628	10,477
繰入金	603,783	632,513	776,305
繰越金	1,114,225	930,767	1,033,264
諸収入	701,346	652,150	754,956
市債（臨時財政対策債を除く）	357,400	710,100	560,600



<普通会計における性質別経費の推移>

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常的経費計	22,988,208	23,438,436	24,503,857
人件費	4,951,974	4,928,215	4,802,558
扶助費	7,275,767	7,614,424	8,203,228
公債費	2,334,181	2,342,860	2,241,240
物件費	4,501,588	4,563,402	5,036,355
維持補修費	439,527	460,275	453,896
補助費等	1,132,626	1,155,825	1,288,906
経常的貸付金等	148,012	119,336	105,335
経常的繰出金	2,204,533	2,254,099	2,372,339
投資的経費計	1,625,840	2,037,618	1,679,703
普通建設事業費	1,625,840	2,037,618	1,638,195
災害復旧事業費	—	—	41,508
その他の経費計	789,605	696,414	546,689
積立金	690,747	600,617	483,431
投資及び出資金貸付金	33,522	36,671	10,276
繰出金（経常的繰出金除く）	65,336	59,126	52,982
歳出合計	25,403,653	26,172,468	26,730,249

今年度の財政力指数は、0.81 で、そのほか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が95.5%、公債費の元利償還額の負担状況を示す指標である公債費負担比率は11.5%、公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は2.9%となっている。

<普通会計における財政指標の推移>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
財政力指数	0.81	0.82	0.81
経常収支比率 (%)	97.4	96.4	95.5
公債費負担比率 (%)	12.4	12.4	11.5
実質公債費比率 (%)	3.5	3.4	2.9

以上のとおり、今年度の決算状況は、歳入において、市税、地方特例交付金、地方交付税は増加するも市債、地方消費税交付金、自動車取得税交付金の減少などから一般財源比率は減少傾向にあり、歳出においては扶助費、物件費の増加などから経常的経費は増加傾向にある。

財政指標では、経常収支比率は高い水準で推移しており、硬直化した財政構造が深刻な状況となっている。

このため、引き続き市税等一般財源の確保に努めるとともに、特定財源の有効活用を図るなど、限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹し、市民サービスの向上のため最少の経費で最大の効果をあげるよう適正で効果的かつ健全で安定した財政運営に努められたい。

## 2 個別意見

### (1) 歳入の確保について

一般会計での収入未済額は、756,865千円で、前年度と比較して0.7%の増加、不納欠損額は、86,814千円で195.6%の増加、特別会計での収入未済額は、973,897千円で、前年度と比較して3.2%の減少、不納欠損額は、63,936千円で34.6%の減少となっている。

収入未済額は依然として多額な状況になっており、徴収対策は重要な課題であるので、特に滞納者に対しては、個々の実情に即した厳正かつ的確な滞納整理を行うなど、収入未済額の縮減を図り収入確保に努められたい。

不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されているものと認められたが、負担の公平及び歳入の確保の面で影響が大きいことから、不納欠損処分に至るまでに更なる徴収努力をするとともに、不納欠損処分は今後も厳正に処理されたい。

<一般会計及び特別会計決算額における収入未済額等の推移> (単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
① 一般会計			
収入未済額	768,680	751,311	756,865
不納欠損額	22,904	29,367	86,814
② 特別会計			
収入未済額	1,110,369	1,006,602	973,897
不納欠損額	64,437	97,818	63,936
③ 全会計合計			
収入未済額	1,879,049	1,757,913	1,730,762
不納欠損額	87,341	127,185	150,750

## 【一般会計について】

### ① 市税について

徴収率は 94.3%で前年度と比較して 0.1 ポイント増加し、収入未済額 669,477 千円は、前年度と比較して 0.1%、942 千円増加している。不納欠損額については 32,792 千円で 16.3%増加している。

市税は、歳入の根幹をなす重要な自主財源であり、税負担の公平性の観点からも積極的な滞納整理に取り組むことはもとより、新規滞納者に対しては、早期に接触を図り適切な納付指導を行うなど、様々な徴収対策により徴収率の向上に努めるとともに、市民の納税意識の向上にも一層努力されたい。

＜市税における決算額の推移＞

(単位：千円、%)

	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比	令和元年度	対前年度比
歳入予算額	11,037,356	102.05	11,053,100	100.14	11,222,000	101.53
調定額	11,955,023	101.68	12,041,487	100.72	12,232,340	101.58
収入済額	(4,726) 11,244,473	102.17	(3,268) 11,344,761	100.89	(3,395) 11,530,072	101.63
不納欠損額	20,311	55.81	28,192	138.80	32,792	116.32
収入未済額	690,239	96.50	668,535	96.86	669,477	100.14
徴収率	94.1		94.2		94.3	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ② 保育所等の保護者負担金について

収入未済額 5,193 千円は、前年度と比較して 26.0%減少している。徴収率は 98.4%で前年度と比較して 0.2 ポイント増加している。不納欠損額については 984 千円で 13.2%の減少となっている。受益者負担の公平と財源の確保の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

＜保護者負担金における決算額の推移＞

(単位：千円、%)

	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比	令和元年度	対前年度比
歳入予算額	416,584	115.69	448,346	107.62	392,286	87.50
調定額	410,294	111.92	454,783	110.84	393,435	86.51
収入済額	400,242	112.34	446,635	111.59	387,258	86.71
不納欠損額	2,515	241.83	1,134	45.09	984	86.77
収入未済額	7,537	81.45	7,015	93.07	5,193	74.03
徴収率	97.6		98.2		98.4	

### ③ 市営住宅使用料について

収入未済額 5,198 千円は、前年度と比較して 29.7%増加している。使用料は受益者負担が原則であり、公平性の観点からも、引き続き定期的な滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導等、更なる徴収の強化に努められたい。

＜市営住宅使用料における決算額の推移＞

(単位：千円、%)

	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比	令和元年度	対前年度比
歳入予算額	47,581	101.26	47,236	99.27	47,793	101.18
調定額	53,243	98.91	52,175	97.99	106,302	203.74
収入済額	49,425	98.20	48,167	97.45	48,651	101.00
不納欠損額	—	—	—	—	52,453	皆増
収入未済額	3,818	109.09	4,008	104.98	5,198	129.69
徴収率	92.8		92.3		45.77	

### ④ 学校給食費について

収入未済額 17,839 千円は、前年度と比較して 6.1%増加している。徴収率は 95.5%で前年度と比較して 0.7%減少している。財源の確保と公平性の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

＜学校給食費における決算額の推移＞

(単位：千円、%)

	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比	令和元年度	対前年度比
歳入予算額	421,089	101.71	425,339	101.01	421,459	99.09
調定額	433,002	101.73	438,419	101.25	399,732	91.18
収入済額	416,627	100.86	421,611	101.20	381,893	90.58
不納欠損額	—	—	—	—	—	—
収入未済額	16,375	130.44	16,809	102.65	17,839	106.13
徴収率	96.2		96.2		95.5	

## 【特別会計について】

### ① 国民健康保険特別会計

国民健康保険税については、収入未済額 939,687 千円で、前年度と比較して 3.4%の減少、不納欠損額については 55,878 千円で前年度と比較して 37.5%減少し、徴収率は 66.5%で前年度と比較して 1.0 ポイント増加している。今後も滞納整理及び電話催告等により、更なる徴収対策に取り組み、国民健康保険財政の健全化と保険税負担の公平適正化に努められたい。

＜国民健康保険税における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比	令和元年度	対前年度比
歳入予算額	2,122,700	91.59	1,998,321	94.14	1,960,270	98.10
調定額	3,273,019	92.28	3,079,336	94.08	2,970,594	96.47
収入済額	(1,281) 2,141,978	92.33	(1,297) 2,017,104	94.17	(815) 1,975,029	97.91
不納欠損額	56,442	60.48	89,340	158.29	55,878	62.55
収入未済額	1,074,599	94.80	972,892	90.54	939,687	96.59
徴収率	65.4		65.5		66.5	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ② 介護保険特別会計

介護保険料については、収入未済額 28,087 千円で、前年度と比較して 2.8%の増加、不納欠損額については 7,269 千円で前年度と同額である。今後も滞納整理及び電話催告等の徴収対策に取り組み、収入未済額及び不納欠損額の縮減による財源確保に努められたい。

＜介護保険料における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比	令和元年度	対前年度比
歳入予算額	1,264,844	101.59	1,566,492	123.85	1,586,667	101.29
調定額	1,291,150	101.91	1,655,231	128.20	1,646,696	99.48
収入済額	(727) 1,259,222	101.79	(938) 1,620,631	128.70	(917) 1,611,340	99.43
不納欠損額	6,882	121.42	7,269	105.62	7,269	100.00
収入未済額	25,046	103.21	27,331	109.12	28,087	102.77
徴収率	97.5		97.9		97.9	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ③ 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されているが、保険料については、収入未済額 5,702 千円で、前年度と比較して 8.9%増加している。今後も滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導により、収入未済額の縮減に努められたい。

＜後期高齢者医療保険料における決算額の推移＞

(単位：千円、%)

	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比	令和元年度	対前年度比
歳入予算額	1,017,503	113.54	1,065,006	104.67	1,203,265	112.98
調定額	1,011,374	107.58	1,099,589	108.72	1,166,179	106.06
収入済額	(532) 1,006,214	107.57	(1,142) 1,093,786	108.70	(794) 1,159,821	106.04
不納欠損額	320	55.27	569	177.81	656	115.29
収入未済額	4,840	119.01	5,234	108.14	5,702	108.94
徴収率	99.5		99.5		99.5	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

## (2) 時間外勤務の縮減について

時間外勤務については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上、さらにはワーク・ライフ・バランスや経費節減の観点から各種取り組みを実施している。

国家公務員及び千葉県職員の制度改正に準じ、「四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(平成7年条例第13号)が改正され、職員の時間外勤務に上限が設定された。全所属より時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、特定の職員への時間外勤務の偏りが改善されたことなど一定の努力は認められるが、総務部長・経営企画部長通知(平成31年4月24日付け人号外「時間外勤務の縮減等について(通知)」)の上限を超えているケースが見受けられた。

各所属長は、時間外勤務縮減の趣旨や厳しい財政状況を踏まえ、引き続き時間外勤務の確実な縮減への取り組みを一層進め、計画的・効率的な業務推進に努められたい。

## (3) 補助金の交付について

補助金は、補助の趣旨・目的を十分勘案し、公益上必要がある場合において交付することができるものである。

今後も、「補助金交付に関する基準」に基づき、補助効果や必要性を検証し、絶えず見直しを行うとともに、公益性・有効性・公平性などの観点から、補助金交付の一層の適正化・整理合理化に努められたい。

## (4) 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。